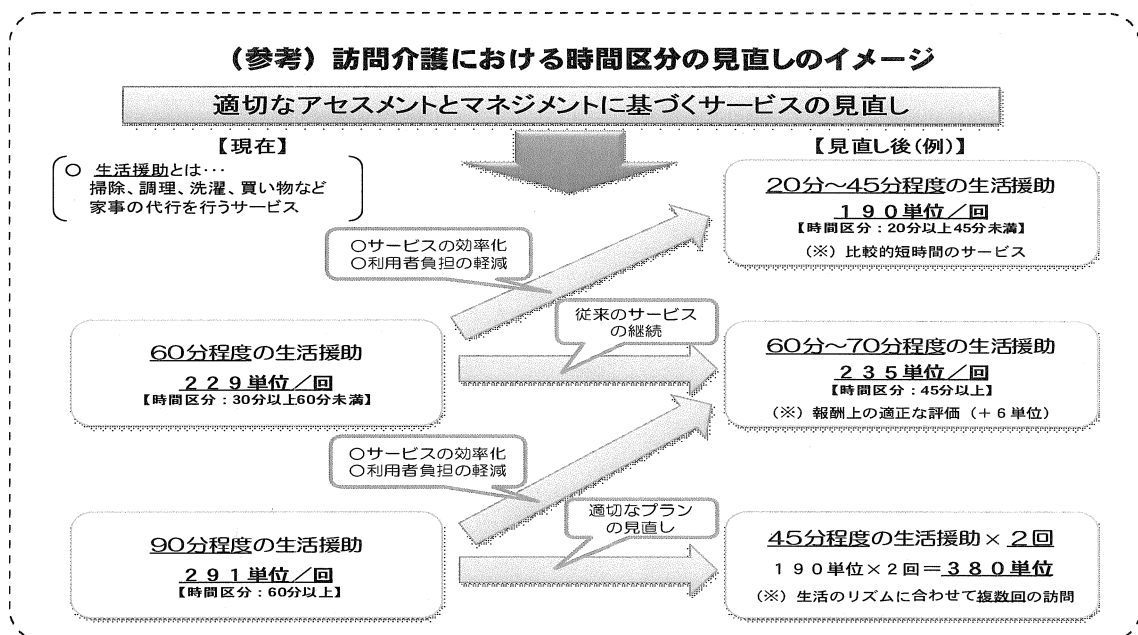


- また、本システムについては、今般の制度改正を踏まえ、新たに創設されるサービス等に係る項目を選択可能にすること、各都道府県より改善に関する意見が多かった介護支援専門員管理に係る「再研修」項目の追加、「更新回数」・「備考」欄の追加等の更改を平成23年度中に予定しているのでご了解願いたい。

(7) 平成24年度介護報酬改定を踏まえた適切なケアプランの作成について

- 地域包括ケアの推進を図るため、利用者の自立した生活の支援、医療と介護の連携の促進といった観点から、基本単位や各種の加算・減算の見直し等が行われたところであり、介護サービス事業所はもとより、特に管内のケアマネジャーに対しては、今般の介護報酬改定の内容及び趣旨についての周知徹底を広く図られたい。
- 特に、在宅の要介護高齢者の多くが利用している訪問介護・通所介護においては、基本単位に係る時間区分の見直しが行われたところであるが、今般の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の区分の変更であり、これまで提供されてきたサービスを、利用者の意向等を踏まえずに、新たな時間区分に適合させることを強いるものであってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する趣旨であることに十分留意されたい。
- なお、訪問介護の生活援助の時間区分の見直しの内容に関し、一部に全てのサービスを「45分未満」で提供しなければならないかのような誤解をされている面があるが、見直し後においても、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、現在行われている60分程度のサービスを実施することは可能である。



- また、従前より、訪問介護の所要時間（介護報酬の算定基礎となる時間）については、現にサービスを提供した時間ではなく、訪問介護計画において定められた内容のサービスを行うために必要と考えられる標準的（平均的）な時間としており、今般の見直し後も所要時間の考え方は変わるものではない。
- 通所介護においても所要時間の考え方は同様である。当日のサービス進行状況や送迎等の関係から、サービス提供の開始・終了時刻が利用者ごとに前後することはあり得るものであるが、その場合であっても、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行えば介護報酬の対象となるものであり、全ての利用者のサービス提供の開始・終了時刻を同時にすることが求められているものではない。また、例えば5時間以上7時間未満のサービスを受ける利用者と7時間以上9時間未満のサービスを受ける利用者が混在している場合であっても、1つの単位として一体的なサービス提供が可能であるなど、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となっているところである。
- ケアマネジャーにあっては、今般の訪問介護等の時間区分の見直し等を、これまで行われてきたケアマネジメントの内容を改めて見直す一つの契機として捉え、利用者にとってより適切なケアプランの作成をお願いしたいと考えている。
- また、適切なアセスメントに基づくケアマネジメントの見直しに当たっては、定期巡回・随時対応サービス等の新サービスの利用も含めた検討を行い、新サービスを利用することが適切と考えられる利用者に対しては、ケアプランの再構築を行う等、利用者にとって、より適切なサービスの利用に向けた支援をお願いしたい。